

同和問題とえせ同和行為の現状と課題

1 職場内で人権を大切にすることの重要性

良好な職場環境、有能な人材の確保、作業の効率化、企業イメージ

2 人権を大切にする職場にするためには

代表者の方針表明、従業員への周知、研修会などの開催、相談担当者の選任

3 同和問題とは（「同和対策審議会答申」から）

日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もったも深刻にして重大な社会問題である。

4 同和問題の現状

(1) 平成25年に京都地方法務局で取り扱った人権侵犯事件数

全体 706件 内、同和問題に関するもの 6件

(2) 内閣府の人権に関する世論調査（平成24年8月：括弧内は平成15年）

どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、

- ・結婚問題で周囲の反対を受けること 37.3% (47.5%)
- ・身元調査をされること 27.8% (30.1%)
- ・差別的な言動をされること 24.9% (23.3%)
- ・就職・職場で不利な扱いを受けること 23.2% (28.2%)
- ・同和問題を知らない 20.8% (25.0%)

(3) 人権に関する市民調査（京都市：平成25年11月調査）

・住宅を選ぶ際、近くに同和地区があるか気になる 47.3%

・子どもの結婚相手を考える際、同和地区出身者であるか気になる
33.9%

5 同和問題の解決のためには

(1) 正しい知識を身につけること（不合理な問題であることの理解）

(2) 啓発の対象から啓発の主体に

6 えせ同和行為とは

「えせ同和行為対応の手引き」参照

7 えせ同和行為の現状

平成25年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果
(法務省人権擁護局)

(1) 違法・不当な要求を受けた事業所数の割合 4.6%

平成20年 16.1%

昭和59年 30.5%

(2) 職業別の被害率

建設業9.7%, 小売業4.3%, 卸売業3.9%, 製造業 3.8%

マスコミ業3.4%, サービス業1.9%, 農業協同組合 1.7%

銀行業 1.0%

(3) 応諾率

拒否した(78.9%), 一部応じた(11.3%), 全部応じた(2.9%)

(4) 違法, 不当な要求

機関誌・図書の購入(74.0%), 寄付金・賛助金(12.3%), 講演
会・研修会への参加(12.3%), 下請けへの参加(10.3%)

その他, 機関誌等への広告掲載, 名簿の購入, 物品の寄付, 契約の締結, 融
資, 債務の免除, 示談金, 職員への採用

(5) 要求の手口

執拗に電話をかける(55.4%), 同和問題を知っているかと言って脅す
(40.7%), 大声で威嚇する(17.6%), 責任者に会わせろと言って
脅す(13.2%), 事務所に多数で押しかけると言って脅す(8.3%)

その他, 政治家との関係をほのめかす, 糾弾すると言って脅す, 社長等の自
宅に行つて脅す, 官公署を使って圧力をかけると脅す, 危害を加えると言っ
て脅す, 事務所に多数で押し掛ける, 店外で拡声器を使って騒ぐ

(6) 要求を受けた期間

1日限り(44.1%), 2日~1週間(26.0%), 1週間~1か月(14.7%), 1か月~6か月(5.9%), 6か月~1年未満(0.5%)

8 えせ同和行為への対応

「えせ同和行為対応の手引き」参照